

建築確認申請をされる皆様へ

大野市各窓口への相談・協議はお済ですか？

敷地・建築計画が以下の事項に該当する場合は、大野市の担当部署において手続きが必要ですので、事前の相談・協議について、今一度ご確認ください。

■交通住宅まちづくり課が窓口であるもの

確認事項	手続き内容
建築物が都市計画道路にかかっていないか	事前に許可申請が必要
フォレストタウン大野地区への建築ではないか	着工30日前までに届出が必要
土地の区画や形質等の変更をするか（開発行為）	大規模な場合、事前に許可申請が必要
大規模建築物の場合、駐車場が附置されているか	駐車施設附置の届出が必要
大きな建物（面積、高さ）や広告物ではないか	景観形成基準に適合するか事前に協議が必要
景観形成地区に建築するものではないか	景観形成基準に適合するか事前に協議が必要
大規模集客施設ではないか	基準を満たさない大規模集客施設は建築できない
屋外広告物を附置していないか	事前に協議が必要
立地適正化計画に基づく届出が必要な建築ではないか	着工30日前までに届出が必要

■建設整備課が窓口であるもの

確認事項	手続き内容
道路を占用していないか	事前協議が必要
里道・水路を占有していないか	事前協議が必要

■農業林業振興課が窓口であるもの

確認事項	手続き内容
農地への建築ではないか	事前の許可申請が必要（登記地目・現況地目ともに確認が必要です）

■環境・水循環課が窓口であるもの

確認事項	手続き内容
公害が懸念されるような建物ではないか	事前の協議が必要
抑制地域内で揚水施設(吐出口の断面積が19.6cm ² 以上の揚水機)を用いて地下水を採取するか	着工30日前までに届出が必要

■上下水道課が窓口であるもの

確認事項	手続き内容
上水道に加入可能な地区への建築ではないか	上水道への加入についてご案内します
下水処理の方法は適当か	処理区域等の事前協議が必要